

入所の受付方法

1 保育園を探す・選ぶ

保育園等の様子や保育の内容を紹介しています。また、未就園児交流の様子や予定も確認できます。

保育園 紹介



保育園紹介のホーム
ページはこちらから！

未就園児 交流



未就園児交流のホーム
ページはこちらから！

保育園等一覧

No.	種類	施設名	電話番号	入所受付日	No.	種類	施設名	電話番号	入所受付日
1	公	ちの保育園	72-3076	10月25日(土)	11	公	泉野保育園	79-3639	10月16日(木)
2	公	宮川保育園	72-2601	10月11日(土)	12	公	小泉保育園	72-7401	10月28日(火)
3	公	宮川第二保育園	72-2589	10月9日(木)	13	公	みどりヶ丘保育園	72-0333	10月23日(木)
4	公	玉川保育園	72-3265	10月11日(土)	14	公	中大塩保育園	72-3126	10月16日(木)
5	公	湖東保育園	78-2637	10月23日(木)	15	私・認	信学会どんぐりの森こども園	82-5588	10月18日(土)
6	公	豊平保育園	72-2925	10月24日(金)	16	私・認	信学会わかばの森こども園	72-7016	10月18日(土)
7	公	北山保育園	78-2330	10月7日(火)	17	私・認	よこうち認定こども園	75-1120	10月25日(土)
8	公	中央保育園	72-2602	10月17日(金)	18	私・認	ちのせいぼ幼稚園	72-3512	10月17日(金)
9	公	米沢保育園	72-6249	10月28日(火)	19	私・認	野あそび保育ささはら	76-2512	10月7日(火)
10	公	金沢保育園	72-2419	10月9日(木)					

※公…公立保育園 / 私・認…私立認定こども園

2 書類の準備《9月1日(月)～9月19日(金) 配布》

入所受付までに保育園等入所の手引きを参考に、入所申込書等の作成と「保育を必要とする事由」の確認書類を準備してください。



「保育を必要とする事由」
の確認書類はこちらから！

配布場所	配布時間	配布期間
茅野市役所(幼児教育課6階・72番窓口)	8時30分～17時15分(平日のみ)	9月1日(月)～9月19日(金) ※上記期間以降も、市役所で配布しています。
市内の保育園等	9時30分～15時(平日のみ)	
0123広場(ベルビア3階)	10時～17時(木曜日は休館)	

3 入所受付《申込期間10月7日(火)～10月28日(火)》

- 受付日 保育園等一覧の受付日をご確認ください。
 - 場 所 保育園等(できるだけ第一希望の園で受付してください。)
 - 内 容 受付・面接(お子さんと一緒にお越しください。)
 - 持ち物 詳細は、配布する「保育園等入所の手引き」をご確認ください。
- ※各認定こども園(上記No.15～19)に1号認定児童として入所を希望される場合は、各園の受付日に必ずお越しください。市役所やその他の園では受付できません。

ちのせいぼ幼稚園 入所説明会

- 10月1日(水) 10時～
- 詳しくは、園にお問い合わせください。
- ☎72-3512

4 入所の決定(令和8年2月中旬)

令和8年2月中旬に「保育所(園)入所承諾書」を郵送または保育園等を通じてお渡しします。
※年齢ごとの受け入れ可能人数を超える申し込みがあった場合は、第一希望以外の保育園等に入所していただく場合があります。

以下の保育園に入園希望の場合は直接園にお問い合わせください。

- しゃれんどきっず園 ☎82-8066
- 牧場ようちえん ぼっこ ☎090-3442-0178(上村)

牧場ようちえん ぼっこ
の募集について
.....
未満児クラス3名 募集予定

問 幼児教育課 幼児教育係 ☎72-2101(内線622・623)



令和8年度、保育園・認定こども園(以下「保育園等」という。)へ入所を希望する児童の受付が始まります。

- ① 令和8年度から入所を希望している家庭は、以下の手順で入所受付を行ってください。
- ② 現在、保育園等に入所している家庭は、10月頃に保育園等から別途お知らせします。
※広域入所児童は除きます。



入所受付のホームページ
はこちらから！

入所できる児童

生後6ヶ月以上の児童で、保護者が「保育の利用を必要とする事由」に該当する場合に2号・3号認定に区分され、保育園等に入所することができます。

なお、「保育の利用を必要とする事由」に該当しない場合でも、1号認定として入所できる場合があります。

《保育の必要性の認定》

認定区分	対象年齢	保育を必要とする事由	保育時間
1号認定	満3歳以上	該当なし	教育標準時間(6時間)
2号認定	満3歳以上	該当あり	保育標準時間(11時間)
			保育短時間(8時間)
3号認定	満3歳未満	該当あり	保育標準時間(11時間)
			保育短時間(8時間)

- ・対象年齢は、令和8年4月1日現在です。
- ・保育短時間か保育標準時間かは「保育の利用を必要とする事由」や保護者の状況によって決まります。(2・3号認定の場合)

《保育の利用を必要とする事由》

児童の保護者が次の保育を必要とする事由のいずれかに該当していること。

- ① 月64時間以上の就労(フルタイム・パートタイム勤務、内職、自営業等)
原則として労働に見合った対価を給与又は報酬等として受け取っていること。
※保育短時間：月64時間以上の就労を常態
※保育標準時間：月120時間以上の就労を常態
- ② 妊娠、出産(産前3か月・産後6か月)
- ③ 保護者の疾病・障害
- ④ 同居または長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 震災、火災、風水害等での災害復旧
- ⑥ 起業準備を含む求職活動(入所月を含む3か月間)
- ⑦ 月64時間以上の就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧ 育児(3歳未満児を家庭で育児している)
※3歳以上児の入所に限り適応
- ⑨ 市長が認める①～⑧に類する状態にある



以下の方も令和7年10月の保育園等入所受付が必要です

- 1 令和8年度の途中から入園したい (例) 令和8年6月から預けたい)
- 2 令和9年度の4月初日から、1日保育園に預けたい(令和9年3月1日から慣らし保育が必要となります。)
- 3 これから出産予定で令和8年度中に保育園に預けて復職したい
- 4 令和8年4月から茅野市の保育園に預け、令和8年度中に里帰り出産等で、一定期間市外の保育園に預けたい
- 5 茅野市外の職場に近い保育園に預けたい
※茅野市に在住で、「保護者双方の就労先が茅野市外にあり、就労時間と通勤時間を考慮したときに、開所時間内では送迎ができない」などの理由が認められる場合に限り、他市町村の保育園を選択することができます。この場合は、市町村間で調整が必要になりますので、幼児教育課に直接ご相談ください。